日野都市計画区域内における都市計画公園・緑地に関する

都市計画法第53条第1項の許可取扱基準

都市計画法第54条の規定に該当する建築物以外の建築物が、都市計画公園及び都市計画緑地の区域（以下「対象区域」という。）に含まれ、かつ、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する建築物で、容易に移転し、又は除却することができるものであるときは、同法第53条第1項の許可をすることができる。

１　市街地開発事業（区画整理、再開発など）等の支障にならないこと

２　階数が３、高さが10ｍ以下であり、かつ、地階を有しないこと

３　主要構造部が、木造、鉄骨造、コンクリートブロック造、その他これらに類

　する構造であること

４　建築物が対象区域の内外にわたり存することになる場合は、将来において、

　対象区域内に存する部分を分離することができるよう、設計上の配慮をするこ

　と

５　この基準は、令和２年10月１日から適用する